

令和6年度事業計画

第1. 重点実施事項

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつある一方、輸入価格の上昇による物価高騰の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げている。

政府は、デフレ脱却を目指すため「供給力の強化」と「国民への還元」をすすめる経済対策を打ち出し、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組みを加速することとしている。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、昨年政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」及び「物流革新緊急パッケージ」を基調とし、「物流の2024年問題」への適切な対応を図るよう全力を傾注する。

については、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和6年度においても、公益社団法人全日本トラック協会と緊密な連携のもと、各地区トラック協会とともに山積する諸課題に積極的に取り組み、次の対策を重点実施事項とし、併せて、各委員会の事業計画及び運輸事業振興助成交付金事業に係る事業計画に基づき諸施策を積極的に推進する。

1. 経営基盤強化対策について

- (1) 物流革新に向けた政策パッケージに基づく「2024年問題」への対応を図る。
- (2) 改正「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の周知等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進を図る。
- (3) 激変緩和措置の更なる延長等燃料高騰対策の推進並びに燃料サーチャージ導入の促進を図る。
- (4) 新技術を活用した効率化等を推進する。
- (5) 北海道・本州間のフェリー等利用について、高速道路料金の割引に相当する助成制度の創設等、料金の割引又は支援措置について要望陳情活動を行う。

2. 働き方改革の実現に向けた対策について

- (1) 時間外労働の上限規制960時間及び改正改善基準告示の遵守を図るため、各種施策を推進する。
- (2) トラック輸送の生産性の向上を図るため、輸送効率化に向けたホワイト物流推進運動など各種対策を推進する。
- (3) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を通じて、荷主企業に対し労働規制の理解と協力を求める。

3. 荷主対策の深度化の推進について

- (1) トラックGメンとの連携による荷主対策の深度化の推進を図る。

4. 税制・金融対策について

- (1) 自動車関係諸税の軽減・簡素化等について要望陳情活動を行う。

5. 交通事故、労働災害事故防止対策について

- (1) 交通事故撲滅に向け運輸安全マネジメントの普及拡大等トラック運送事業における総合安全プラン2025に基づく対策の推進及び安全支援機器等の普及促進を図る。
- (2) 運転者に対する安全運転講習の充実など、交通事故防止対策の強化を図る。
- (3) 車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

- (4) 過労死等防止対策・労働災害防止対策の推進を図る。
- (5) 健康状態に起因する事故を防止するため、脳、心臓を含む健康診断及び睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査等の推進を図る。
- (6) 飲酒運転等の根絶対策を行う。

6. 高規格幹線道路等の整備促進について

- (1) 高速道路の整備状況に応じた料金の割引制度の新設、高規格幹線道路の早期延長・複線化及び安全対策など使いやすい道路の実現を推進する。
- (2) 高規格幹線道路及び一般道の休憩施設拡充について要望陳情活動を行う。

7. 適正化事業対策について

- (1) D・E評価事業所に対する指導を重点化して実施するなど、巡回指導を効率的かつ効果的に実施する。
- (2) 指導項目のうち、特に労働規制等の違反事業者に対しては、行政機関と連携して指導を強化する。
- (3) 安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進を図る。
- (4) 運輸安全マネジメント導入の推進を図る。

8. 環境・SDGs対策について

- (1) 「環境ビジョン2030」及び環境・GXの推進を図る。
- (2) SDGs(持続可能な開発目標)への対応を図る。

9. 労働対策について

- (1) 自動点呼機器の導入促進及び「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進など人材不足対策の積極的な推進を図る。
- (2) 運転者の労働環境改善を推進し、就業先として魅力ある業界とするための対策を講じる。

10. 緊急輸送体制の確立について

- (1) 大規模災害発生における緊急物資輸送体制の確立を推進する。
- (2) 大規模災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大を推進する。

11. 新技術を活用した物流DXの推進について

- (1) 自動運転及び環境対応車等の新技術への対応を図る。
- (2) IT化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応を図る。
- (3) 新・総合物流施策大綱に基づく物流DXを推進する。

12. 広報対策について

- (1) 会員事業者に対して広報誌、ホームページ、ファクシミリ通信等を活用した情報提供を行う。
- (2) トラック運送業界の実情や社会的役割について道民及び荷主への理解を深めることを目的にテレビ、ラジオ、新聞、SNS等各種メディアを活用した啓発を行う。

13. 協会活性化対策について

- (1) 会員事業者に有益な事業を積極的に展開するとともに、未加入事業者の加入促進を図る。

第2. 各委員会の事業計画

<総務委員会>

1. 燃料高騰対策の推進を図る。
2. 自動車関係諸税の軽減・簡素化を求める運動を展開する。
3. 「2024年問題」への対応等、業界を取り巻く諸問題解決のため、委員会・部会等と連携して、関係機関に対し必要な支援を求める。
4. 広報誌、ホームページ等を活用して幅広く情報提供を行う。
5. 各種メディアの活用により、業界の社会的認知と地位の向上を図る。
6. 各地区トラック協会と連携して、協会未加入事業者の加入促進を図る。

<輸送秩序交通対策委員会>

1. 関係法令の遵守徹底及び違法行為の排除を図る。
2. 改善基準告示違反等による過労運転を防止するため、改善指導を徹底する。
3. 交通事故の撲滅を図るため、事故実態を詳細に把握した啓発活動に努めるとともに、交通事故防止に関する諸対策を推進する。
4. 飲酒運転等の根絶を図るため、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどの対策を徹底し意識の向上に努める。
5. 高齢・初任運転者を重点とした交通事故防止対策の推進及び専門的運転教育を実施する。
6. 輸送の安全を確保するため、各種安全装置の普及促進を図り事故防止対策等を徹底する。
7. 整備不良等に起因する交通事故を防止するため、確実な点検整備を促進するとともに車輪脱落事故の撲滅を図る対策を効果的に推進する。
8. 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立と、災害物流専門家の育成に努めるとともに、会員事業者及び自治体との情報共有を図る。

<労働委員会>

1. 「時間外労働の上限規制」及び「改正改善基準告示」が遵守されるよう適切な対策と、荷主起因の長時間労働の是正対策を推進し過労死等の防止に努める。
2. 労働災害を防止するため、各種運動期間等に合わせて適正な労務管理の啓発活動を行うとともに、陸災防や行政機関等との連携を図りつつ、対策等の周知徹底を図る。
3. 従来の商慣行を見直し取引環境の改善を図るため、トラックGメン等と連携し、荷主対策の深化等の推進に向けた対策を講じる。
4. 人材確保対策の推進及び運転者の労働環境改善を図るため、荷主及び行政機関等との連携による取り組みを推進するとともに、「2024年問題」に関して適切な対応が図られるよう、周知活動を徹底する。
5. 職場環境改善に向けた取り組みを推進するとともに、人材確保対策として求人情報サイトの利用促進を図り、働きやすい労働環境の実現と安定的な人材の確保に努める。
6. 健康状態に起因する事故防止及び健康増進を図るため、各種助成事業を推進するとともに、感染症予防対策等について広報・啓発活動を行う。

<経営対策委員会>

1. 経営基盤強化のため、輸送効率化及びIT化並びに物流DXの推進など、運行管理の高度化と生産性向上に向けた対策を行う。

2. 改正「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の周知並びに活用による適正なコストの収受など転嫁対策を推進する。
3. 取引の適正化を図るため、トラックGメン等と連携し、荷主対策の深度化等の推進に向けた対策を講じる。
4. 非効率な商慣行を見直し取引環境の改善を図るため、関係行政機関と連携し効率的な輸送体制の構築に向けた対策を推進する。
5. 持続可能な物流を実現するため、フェリー等航路の維持拡充及び高速道路料金の割引に相当する補助・助成制度創設の要望活動を行う。
6. 生産性の向上や物流の効率化に対応するため、「ホワイト物流推進運動」等の普及促進を図るなど、効果的な対策を推進する。
7. 業界の人材育成と経営者等の知識向上を図る対策を推進するとともに、青年組織の交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。
8. 女性組織の交流を通じて、女性経営者育成及び女性活躍のための対策を行う。

<環境対策委員会>

1. 全日本トラック協会が推進する環境基本行動計画を踏まえ、GX実現に向けた啓発活動を推進する。
2. エコドライブとアイドリングストップを推進し、社会との共生を図りつつ、環境負荷の低減に努める。
3. 環境対応車及び省エネ機器の導入促進を図るとともに、代替燃料及び次世代自動車等に関する調査研究を行う。
4. カーボンニュートラルに向けた取組として、適切な車両の点検整備を推進するとともに植樹・育樹活動等を行う。
5. 各社のCO₂排出量の算定及び現状把握の重要性について理解の増進に努め、脱炭素社会の実現に寄与する。
6. 軽油の実勢価格を調査し、値上げ抑制のための情報提供を行う。
7. 事業用トラックの車体、資材開発についてディーラ等と情報交換を行う。

<道路委員会>

1. 安定的な輸送を確保するため、高規格幹線道路等ネットワークの早期整備とダブル連結トラック通行区間拡充に向けた活動を推進し、道路利用者の利便性の向上に努める。
2. 高速道路の整備状況に見合った新たな割引制度の創設や道路通行及び車両に関する制度の簡素化並びに関係法令の緩和を求める運動を推進する。
3. 会員事業者の道路整備に関するニーズ及び道路の整備状況等の現状把握に努めるとともに調査研究を行う。
4. 道路整備の円滑な推進を図るため、道路管理者等との情報共有に努める。
5. 交通事故防止及びドライバーの労働環境改善を図るため、気象情報及び交通規制等について情報提供に努める。
6. 全ト協や他団体等との連携を図り、道路整備や渋滞対策並びにSA・PA・道の駅における駐車スペース拡充等に係る要望活動等を行う。

第3. 運輸事業振興助成交付金事業計画

運輸事業振興助成交付金は、昭和51年度の税制改正に際し、営業用トラックの公共性に配慮し、軽油引取税の税率に営自格差を設けるべきであるが、徵税技術上困難との理由により、これに代えて、輸送力の確保、輸送コストの抑制等を図るための施策を講ずることを目的に創設され、以来、トラック運送事業における安全対策、環境対策、適正化事業対策、輸送効率化対策、災害時の緊急輸送対策等に活用され、国民生活の安定向上、経済社会の発展に寄与してきた。

平成23年9月に「運輸事業の振興に関する法律」が施行されたことにより、より一層事業の透明性を図り公共的使命を果たし、社会との良好な共生を図っていく。

このため、令和6年度も交付金事業計画として、トラック運送事業における安全・事故防止対策、環境・省エネ対策、労働対策、適正化事業の推進等の諸課題解決のために、従来どおり7事業を継続実施することとし、諸課題解決のための施策を積極的に推進する。

1. 緊急物資輸送体制整備事業

当協会及び各地区トラック協会は、北海道の地域防災計画に基づく指定地方公共機関の指定を受けている。また、北海道との「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送に関する協定」の締結及び当協会と各地区トラック協会が連携して全道各市町村と締結した防災協定によって協力関係が一層強固なものになった。

このため当協会の災害時緊急輸送基本計画及び国民保護業務計画に基づく緊急輸送業務実施要綱等により緊急物資輸送体制の整備を図ると共に、北海道総合防災訓練、北海道原子力訓練、北海道運輸局災害時通信連絡訓練等に参加するなど、有事に備えた輸送体制整備を推進する。

また、大規模災害発生時における緊急物資輸送体制の更なる確立を図るため、災害物流専門家を育成するとともに各自治体との情報共有に努める。

2. 安全運行確保事業

(1) 適性診断の実施

交通事故防止を図るため、(独)自動車事故対策機構及び適性診断認定機関の適性診断（一般・初任・適齢（任意・義務））を受診する会員事業所の運転者に対し受診料を助成する。

(2) 運行管理者及び整備管理者研修の実施

安全運行の確保を図るため、運行管理者研修及び整備管理者研修を受講した会員事業所の管理者に対し受講料を助成する。

(3) 交通事故防止対策事業

会員事業者が第1当事者となる交通事故死者は、7年連続で10名を下回っており、当協会が行う事故防止対策が会員事業者に浸透したものと考えられる。

引き続き、今年度も交通事故の発生を抑止するための諸対策を推進する。

運転者の運転技術向上のため、運転者技能競技会の開催をはじめ、道内の指定自動車学校（釧路市・苫小牧市）及び全ト協が指定する道外施設において実施する安全運転教育訓練（貨物自動車習熟課程等）の受講料を助成する。

また、優良運転者の表彰、プロが示す交通安全運動、安全装置（ドライブレコーダー、後方視野確認支援装置等）、車輪脱落事故防止を図る為トルクレンチ導入などへの助成、初任運転者教育指導研修及び運転者対象の事故防止研修会並びに全道一齊交通事故防止運動の実施などを通じ、交通事故防止に対する意識の高揚を図り、広く北海道民に対し交通事故防止の広報を行うとともに、運転者の健康状態に起因する重大事故を防止し、一層の安全運行確保のため、

運転者の健康診断受診料及びドライバー健康起因事故防止助成（脳・心臓・眼科・人間ドック助成）を実施する。

(4) 地区安全運行対策推進事業

各地区トラック協会への委託事業として事故防止等の事業者訪問指導、事故防止決起大会、凍結路面体験研修、救急救命講習及び各種街頭啓発や広報など、実効ある事業を展開する。

3. 共同施設整備事業

北海道トラック総合研修センター、各地区トラック研修センターの施設の整備と維持管理を行い、有効活用を図る。

4. 輸送サービス改善事業

(1) 広報事業

広報誌（TRUCKレポート北海道）を発行し、会員事業者への情報提供及び道内市町村等に配布しトラック運送事業の公共性と地域社会に果たしている役割などを周知する。

(2) 輸送相談事業の実施

荷主企業や引越しなどの利用者に対するサービスの向上を図るために、輸送相談業務等を積極的に推進する。

(3) 研修会等の実施

経営基盤の強化を図るため、原価管理や契約の書面化等の取引環境の改善に向けた取り組みを推進し、経営者・管理者等に対する中小企業大学校の利用、実務者等に対する研修会などを実施する。

その他、当協会並びに各地区トラック協会が行う荷主団体、行政との懇談会の場を活用して輸送秩序の確立のため協力要請を行う。

(4) 近代化促進事業

トラック運送事業の近代化を図るため、物流DX等の最新技術に関する情報収集、自動点呼機器導入助成、経営診断やホームページ等の利用を推進し、会員事業者の近代化に努める。

また、当協会と各地区トラック協会の情報システム等の整備等、充実を図る。

(5) 総合物流対策事業

トラック運送業界を取り巻く経営環境の変化に対応するため、経営実態に関する調査を実施する。

(6) 環境エネルギー対策事業

地球温暖化防止対策等を推進するため全ト協が推進する「環境ビジョン2030」を踏まえ、天然ガス車、ハイブリッド車などの先進環境対応車導入助成や、エコ植樹事業、グリーン経営認証制度推進助成などを実施する。

(7) 労働対策事業

持続的に労働力を確保していくため、労働環境改善対策、魅力ある職業像の形成に向けた取り組みを実施する。

また、トラック運送業界の次代を担う経営者の育成を図るための各種研修事業、地区活動事業、交流事業などの青年経営者育成事業及び女性活躍推進事業を実施するほか、労働災害防止対策として陸災防と連携し労働災害防止セミナー等を開催するとともに、人材確保等労働対策のため、大型・中型・準中型・けん引・フォークリフト免許取得助成、運転者職場環境良好度認証制度取得助成、人材確保等求人情報掲載助成及び労働災害防止用昇降設備等導入促進助成を実施する。

(8) 地区輸送サービス改善推進事業

「トラックの日」関連事業や子供交通安全教室等を実施し、一般市民に対するトラック運送事業のイメージアップと地区トラック協会事業活動のPRを兼ねた効果的な事業を推進する。

また、地区トラック協会においても輸送相談事業、経営者及び実務者研修会、労働対策事業、環境対策事業、経営効率化事業等を実施する。

5. 適正化事業

(1) 輸送秩序確立対策

名義貸し行為、過積載運行及び過労運転等輸送秩序を阻害する要因の排除に努めるとともに、行政機関と連携して通報（違反）事業所、D・E評価事業所に対し重点的に巡回指導を実施するなど適切な対応を図る。

また、事故防止・安全対策に関する指導、運輸安全マネジメントの円滑な推進を図る。

(2) 適正化事業指導員の資質の向上

巡回指導の充実、強化を図り、安全の確保や輸送秩序確立の方策について運輸安全マネジメントの観点から事業者に適切なアドバイスを行える指導員の育成のため、全国実施機関と連携し各種研修会等を行い指導力の向上を図る。また、改訂巡回指導マニュアルに基づいた評価の均一的な巡回指導の実施のための周知徹底を図るとともに、各種研修とあわせ指導員同士の意思疎通を深める。

(3) 地方適正化事業の中立性・透明性の確保

地方適正化事業の中立性・透明性を確保するため、組織の見直しを行うとともに北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会における審議、答申を適正化事業の推進に反映させる。

(4) 行政機関との連携の強化

適正化事業の円滑な推進を図るため行政機関との連携を強化し、速報制度及び新規許可事業者に係る新規巡回指導並びに乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の強化への適正な対応等、連絡調整を密接に行う。

また、トラックGメンと連携し、荷主対策の深度化の推進を図る。

(5) 巡回指導の確実な実施及びフォローアップ

巡回指導マニュアルに基づき、効率的・効果的な指導を強化するとともに、令和6年度の巡回指導目標数を見据え、現行の巡回指導・組織体制等のあり方を見直すとともに各種感染対策を徹底しながら目標達成に努める。

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の円滑な推進

貨物自動車運送事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」を事業者に周知徹底し安全意識の向上を図り、取得率についてもインセンティブを拡充するなど取得率の向上を目指す。併せて荷主企業や利用者に広く周知するとともに安全性評価事業の利用の促進に努める。

6. 近代化基金会計繰入事業

トラック運送事業の近代化、合理化事業に対する円滑な資金融資を図るため、交付金会計から近代化基金会計へ繰入を行う。

7. 中央事業への出捐

令和6年度運輸事業振興助成交付金交付額の23.0%を「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき（公社）全日本トラック協会へ出捐する。